平成２１年（フ）第８２６号
川崎市宮前区鷺沼１丁目18番地８　キングハイツ102、前住所神奈川県大和市深見西６丁目６番24―704号
債務者　河合ひろ江
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第８２８号
川崎市麻生区黒川579番地１グリーンハイツ206
債務者　郷田　　剛
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第８３０号
川崎市麻生区下麻生３丁目29番５号　下麻生共同住宅５―535
債務者　長田冨士男
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第８３１号
川崎市麻生区下麻生３丁目29番５号　下麻生共同住宅５―535
債務者　長田　幸子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５６号
静岡県掛川市大渕4728番地
債務者　鈴木　博美
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月８日午後２時
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第３０２号
埼玉県所沢市大字上安松1328―12
債務者　山本　宏子（旧姓浅見）
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３０６号
東京都足立区弘道２丁目21―17―５
債務者　中川猪亀夫
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３１５号
東京都杉並区上井草２丁目31―15　第三桐宝ハイム―５
債務者　上原美世子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２２号
東京都大田区大森本町２丁目26―19―405
債務者　太田　勝繁
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３０号
茨城県古河市駒込996―10
債務者　廣沢　　学
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３４号
神奈川県海老名市望地２丁目14―６―306
債務者　ラナトゥンガ　チャミンダ　プラバス
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３５号
北海道旭川市末広３条７丁目６―２
債務者　東海林雅一
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３６６号
東京都江東区東雲１丁目５―35―1208
債務者　重見　麻美（旧姓熊倉）
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７１号
愛知県豊田市大林町17丁目６―10―303
債務者　奥田　　敦
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７２号
愛知県知立市東上重原４丁目59―Ｄ―５
債務者　山口　房雄（旧姓田崎）
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

第明治三十五種郵便物認可